

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷四十五第

月二年七十和昭

論 叢

日本經濟學の源流……………經濟學博士 本庄榮治郎

資本主義的論理……………經濟學博士 柴田敬

江戸時代の經濟問題……………經濟學士 堀江保藏

海運政策の積極性……………經濟學士 佐波宣平

景氣循環過程に於ける消費財產業の意義……………經濟學士 青山秀夫

研 究

サス『人口論』の形而上學的基礎……………經濟學士 白杉庄一郎

事變下の中小工業と金融……………經濟學士 田 競

トーマス・マンの重商主義思想……………經濟學士 堀江英一

說 苑

宋代の農田に就いて……………經濟學士 穗積文雄

附 錄

彙報・外國雜誌論題

事變下の中小工業と金融

愛知縣毛織物工業について

田 杉 競

一 支那事變勃發と毛織物工業

支那事變勃發以前における愛知縣毛織物工業が極めて急速な發展を遂げ、短期間のうちに大企業に對立して中小織企業の重要な中心を形成するに至つたこと、並びにかゝる中小企業がその發展と地方的集中とに伴つて間屋金融を脱して漸次金融機關より直接融通を受けるに至つたことは、他の機會に之を述べた。昭和十二年において愛知縣毛織物工業は工場數において一、一七六即ち全國の七一・四%に上り、たとひ織機臺數にて一七、〇八〇即ち全國の五六・三%、職工數において二二、三二九即ち全國の四四・八%であつて(商工省統計表、中小企業が支配的なることを示すにもせよ相當な地位を占め、且つ大企業との間には製品分野においてかなり明瞭な分業關係に立ち、モスリン或は無地の洋服地(サーヂ)の如きものに於ては大企業が支配的であるが、愛知縣を中心とする中小企業は着尺セル、柄物洋服地、殊に婦人兒服地の如き、嗜好に應ずる少量單位の生産を行ふとともに、純毛織物よりも他の纖維との交織物により、やゝ安價なる大衆品に主力を注いできたのである。

一概に中小企業といはれるこの地方の毛織物工業者のうちにも、内地及び海外市場の擴大に伴ひ相當の成長を遂げたものあり、やゝ大なるものにあつては、中小企業に普通なる問屋の絶對的支配を離脱して、經營上從つて金融上にも獨立傾向を強めるに至る。その顯著なる證左は、昭和七年以降の輸出伸張期において機業者が原料毛

絲を自らの資力にて購入するは勿論、製品販賣についても漸次に阪神東京等の集散地問屋(所謂東西問屋)との聯絡を強め、産地買辦商の支配が微弱になつたことである。これ産地買辦商に代つて東西問屋が支配したに過ぎず、何れにせよ中小工業者が商業者に支配されるには相違ないけれども、既に東西問屋との聯絡が強くなつただけ、機業者の資力と信用とが増大した事實を物語るものに外ならぬ。原絲買付資金及び製織期間中の運轉資金(所謂機留資金)についても直接銀行より融通を仰ぎ得るに至つたことは當然である。いまやこれらの諸傾向は實に支那事變勃發以來も繼續し、戰時統制は種々の制約を加へつゝも、機業者の勢力伸張を強める方向に働いたのである。小論においてはこの點を證明する若干の具體的事實を述べて、事變下の中小工業金融の姿を捉へんと試みた。

毛織物工業の顯著な發展の根本的動力となつたものは、國內毛織物需要並びに海外輸出の増大であつたこと疑ひなく、後者は外部の事情なるが故に、變轉極まりないとしても、内地の洋服着用の普及は大體においてかはらざる趨勢である。統制が消費を全般的に抑へざる限り、毛織物消費は益々増大することは明らかであらう。しかも戰時經濟は膨大なる國家支出を通じて國民の購買力を附加する。たゞ軍需品生産擴大の要請が各種の統制を以て之に對立することも事實である。かくて差當り事變勃發以來、毛織物工業に加へられた統制の進行を概観することが便宜であらう。

事變勃發に先立つ昭和十一年既に對濠洲通商問題のため原毛輸入が制限され、之に對して分散買付主義と代用纖維の使用を以て對處せざるを得ない状態にあつたところ、事變と共に輸入制限は一舉に強化された。抑も毛織物は原料羊毛を全く輸入する(昭和十二年度八十六萬八千俵、約二億九千八百萬圓)に對して、製品は相當の輸出を示した事變前にも二〇%前後(十二年度原毛に換算して約十五萬俵、約七千萬圓)に止まり、大部分が國內民需用に充てられてゐたことからして、事變以來は當然に羊毛輸入の制限は強化され、輸入を許可されるものも大部分が軍需用として留保されることとなる。昭和十二年九月輸出入品等に關する臨時措置に關する法律を實施し、之に基く臨時輸出入許可規則によつて同十月羊毛を輸入許可制としたが、事實上その輸

2) 毛織物配給統制の解説(日本評論社版)、4頁。小田保治、毛織物工業の輸出伸張力(時局と中小工業Ⅱ)、232頁。

入量は急激に抑壓され、しかも十三年三月羊毛リンク制の實施を行ひ、民需用羊毛は原則として輸入を見ないこととなつた。かくの如き原料規制に對應してまづ生産側に各種の統制が加へられた。第一に毛製品ステアルファイバー等混用規則(十二年十月)によつてスフ其他の代用纖維との混織、混紡を強制して、羊毛不足を緩和せんとした。混用率は十三年七月に引上げられた。第二に他の纖維工業と同様に民需生産抑制の方針に従ひ、同時に纖維不足に對處するため、こゝでも纖維工業設備に關する件(十三年二月)によつて設備の新設増設を禁止したが、更に進んで第三には、現在設備までも休止する必要を生じ、毛織物製造制限規則(十三年十一月)によつて織機封鎖を行つた(十五年五月廢止)。一方リンク制により輸出を増進せんとしたけれども海外市場の政治的障害と低價格のため極めて不振であつた。

かくの如き生産統制につぐのは價格統制と配給統制である。原料の配給統制についていへば、以上の如き生産統制にも拘らず、原絲不足と各種織物を通ずる需要増のため、原絲價格の騰貴と原料の大機業者偏在とを防止し得ず、こゝに十四年一月公布された絲配給統制規則に基き、同四月より梳毛絲の、同五月より紡毛絲の切符による配給を行ふに至つた(同規則により手持絲の消費も統制下に入つた)。やがてこの配給統制は實績基準より設備基準へと整備された。製品の配給統制は後に來る。また同様な事情によつて毛絲と毛織物の價格騰貴は進行した。昭和十三年に入つて物價騰貴が一般的に顯著となり、物價統制が進められるに應じてまづ十三年七月應急的に毛製品につき六月二十八日の價格(所謂指定價格)を超えて販賣するを禁止、續いて八月毛絲販賣取締規則により毛絲の最高販賣價格を決定し、又規格單純なる毛織物その他の毛製品につき愛知縣の地方公定價格を定めた。之より價格統制は漸次に強化され、十四年末には廣汎なる範圍に互り公定價格が定められるに至つた。

昭和十四年の末、若くは十五年初めには以上の如くして設備擴張は制限せられ、毛絲は配給票によつて日本毛絲元賣卸商業組合により共同販賣され、價格は毛絲、毛織物ともに殆ど公定される(規格も制限された)に至り、一應統制機構は整つたかに見える。然し乍ら價格公定そのものが暗示する通り、商品減にも拘らず、需要増、ひいて價格騰貴から機業者の資本蓄積が著しく進行したことが配給経路を著しく改變したのみならず、公定價格制の間隙を利用する者も増加し、遂に十五年毛織物の配給統制(五月)と用途別指定生産(七月)とが開始されるに至り、その後に行行されたる企業合同と相俟つて、今や漸く毛織物工業及びその配給系統が戦時經濟に適する如く整備されて來たのである。かくて我々は中小工業金融の観点からして重要な中小工業者の資本蓄積の進行をまづ見

たる後、生産機構及び配給経路の混乱せる状態を概観し、更に最近の統制機構に及んで、これらの目まぐるしき変化の間における金融状態を見ることとする。

二 機業者の資本蓄積過程

愛知県毛織物工業の發展概要

	工場數	機臺數	生産額 百圓
大正 9	384	5,876	25,959
12	523	7,780	60,647
昭和元	673	9,617	62,042
3	697	10,024	83,029
5	805	9,957	78,402
7	944	13,536	84,260
8	936	14,526	104,416
9	944	14,353	156,022
10	1,094	16,802	182,581
11	1,100	16,889	220,967
12	1,176	17,080	218,553

中小工業者がその營業資金の一部を問屋卸商等より仰ぐことは最も普通のことであるが、いふまでもなくその資力不十分の故であつて、又同時に原料購入並びに製品販賣上の市場活動を問屋に負ふがため、之と直接關聯して問屋金融をうけるに至るものである。従つて業者が資本の蓄積をなし得る時は問屋より獨立する能力をそれだけ得たことを意味する。愛知縣の毛織物工業が中小企業から出發したるにも拘らず、一方に絶えず零細貨機を新しく發生せしめ乍ら、他方有力なるものは資本を蓄積して漸次企業規模を擴大したため、工業者の積極的な經營態度と地方的集中とによつて、經營上も金融上も問屋より獨立し得るものが増加しつゝあつたことは、既に之を述べた。かくの如き急速なる發展の過程にあつては生産及び配給において費用遞減法則が支配し、しかもまた生産量及び取引量増大に基づく收益の増大が齎されるのが常である。問屋及び機業者は見本よりも糸使用量を減する等の方法により多少とも品質を落すことが殆ど常識であつたし、こゝにも利益を生む途があつた。直接に資本の蓄積額を捉へることは困難であるが、利益を直ちに織機増設のため固定する慣習よりすれば、上表の如き工場數並びに織機臺數の増加（昭和以來四幅力織機が急速に支配的となつたことを注意せよ）は大體蓄積を推定せしめる。

事變下の中小工業と金融

1) 小田保治氏が愛知縣統計書、商工省統計書より作成されたる數字に依る（毛織、昭和15年12月號、16年1月號）。
2) 小田保治、上掲論文。

而してかゝる蓄積の増大が機業者の獨立傾向を強め、嘗て述べたる如き毛織物の生産機構と金融方法とを發達せしめるに至つたのである。

事變發生以來の状態に眼を轉ずるとき、機業者の資本蓄積は次の如く一層顯著である。たゞ之に基く機業者の獨立傾向並びにその形態は全く新しいものでなく、それ自身既に事變前より存在したことは注意せられねばならぬ。

さきに述べたる如く事變勃發の直後、毛織物を始めすべての毛製品に對してステープルファイバーの混用を強制し、更に十三年七月その混用率を引上げ、一方羊毛輸入制限に因り毛絲生産は羊毛工業會に於て十三年初め以來六割操短を實行した。生産統制強化のために進んで十四年には、絲の配給統制を行ふと共に手持絲についても使用制限を加へた。かくの如き生産制限が強化されるにつれ、商品減少が見越されたのであるが、最初のうちは純毛織物が存し、やがて二割混織、更に五割混織といふ如く、混用率が強化される場合、これら純毛物及び所謂輕率物の買漁りが行はれることは當然であり、價格も之につれて騰貴した。即ち事變勃發より最初の二三ヶ月は市況不安があり、中小機業者の一部には代金回収状態の不良から金融難に陥るものがあつたが、十二年末より不安人氣も解消し、先づ純毛織物に對する需要が激増することゝなつた。ステープルファイバー等混用規則も仕掛中のものについては十三年三月末日まで猶豫されたため、機業者はこの時まで繁忙を極め、問屋並びに機業者の手持商品も相當に消化された。毛織物市況は對濠通商問題以來、稍不振であり、従つて問屋及び機業者中にはストックを擁するものが少くなかつたが、今や盛んに取引され大なる利益を齎することゝなつた。かくの如き事情は十三年七月の混用率引上の前後にも見られた。混用率が最低五割となれば五割以内の所謂輕率物に對する需要起り、再び問屋及び機業者の少き手持商品が活潑に取引されたのは勿論、機業者も或る程度まで思惑的生產を行つ

た。たゞこの間に於て事變勃發直後はいふ迄もなく、通常の契約期、例へば年末の春セル、三、四月頃の各物背
廣地、オーバ地等の契約期には機業者の受註は稍減少した。

商品減少に對し、他方に於ては需要増加が更に激しくなつた。事變前から増加しつゝあつた政府支出はいまや
一層膨脹し、購買力は一般に浸潤しつゝあつた。消費財に對する需要激増は各種商品に互つたのであるが、十三
年下半期より引續く毛織物市況の活潑は主として之に負ふと思はれる。綿、羊毛、人絹、スフ等と統制が各種織
維に對して全面的に及ぶと共に、十三年末よりは殊に全織物界は極端な繁忙を呈し、思惑的取引が甚しくなつ
た。問屋の買漁り激しく、價格も取引條件も殆ど機業者の要求通りとなり、かくて生産者の採算は著しく好轉し
たのである。その蓄積また急速に進行したことは言ふまでもない。

以上の如き需要増、賣行良好の間に毛織物價格が騰貴したことは勿論であり、同時に工賃も騰貴した。毛織物
價格統制の初期、十四年五月よりの愛知縣毛織物工業組合聯合會の査定價格も、また十四年十二月の公定價格も
いづれも相當有利なるものであることは殆ど疑ひなく、従つて闇取引を論外とするも、公定價格實施後も引續き
業者の蓄積は増大したのである。かくて價格統制が十三年後半より漸次強化されたが、内需向ががくの如き騰貴
を示す一方、輸出はリンク制の缺陷もあつたにせよ、極めて不振であり、殊に十三年七月より青島以北への輸出
をリンク制より除外することとしたため、従來輸出に相當な力を注いで來た機業者も益々内需向へ轉向する傾向
にあつた。内需向にあつては事變前より増加しつゝあつた婦人兒服地の生産増が特に顯著であつた。

以上の如き毛織物市況は當然に機業者の生産を活潑ならしめた。純毛製織期限前、混用率引上猶豫期限前の如
き、また十三年後半の如き、更に毛絲配給統制實施前の如き、いづれも仲々の繁忙を呈したのである。彼等は屢
々受註高以上に思惑的生産を行ひ、之を行つたものは莫大なる利潤を收めることとなつた。他方に軍絨下請の註

文が早くより與へられたことも見逃し得ない。たゞ業者にとつて問題であつたのは原絲出廻りの不圓滑であり、十三年初めより日本羊毛工業會が毛絲生産の六割操短を實施したため、絲の一般的不足があつたに加へて、混用規則以來次の如き種々の困難が伴ふことゝなつた。第一に自己の手持純毛絲又は輕率混紡絲を以て混用規則に適合する製品をつくるために必要な絲、例へば六―八割混紡絲が不足することが多かつた。しかも第二に混紡絲は種類が多く、且つ製造會社毎に品質が異なるのみならず、第三に毛が動物性纖維なるに反し、スフ及び綿は植物性纖維なるため染色上の融通つかず、これらの事情から絲の手當を多くする必要があつた。かくの如き原絲不足の困難は凡そ十四年初め毛絲の配給統制實施まで續いた。十三年六月頃は遂に毛絲市價が暴騰し、一時は絲の賣買を停止したほどであつた。又同年十二月織機の登録と封鎖が行はれたのも絲不足の對策以外ならない。配給統制實施後と雖も毛絲の配給量は漸次減少するばかりであるが、兎も角も配給量及び使用量が定められて了へば、買漁りの必要はなくなるわけである。従つて絲不足の甚だしい時期には原絲手當に多くの資金を必要とし、配給統制の實施後は配給量の減少するとともに原絲手當資金の必要が小さくなつた。毛織物實行の良好、ひいてストツクの消化及び價格騰貴の結果、工業者に蓄積された上記の如き資力は、最初のうち主として原絲手當に注ぎ込まれざるを得なかつたのである。

三 生産並びに配給機構の混亂

金輸出再禁止以來漸次その規模を増大し來つた機業者が、事變勃發後は一層その資本を蓄積し得たること紋上より明らかである。かくの如き機業者の資本蓄積が進むときは、從來の如く問屋より金融を仰ぐ必要が減するだけ、問屋より獨立する傾向を示す筈であり、事變以來は諸種の異常なる事情のため迂餘曲折があつたにせよ、大

體においてこの傾向は強力に押し進められたものと言ひ得る。之を一面より見れば生産及び配給機構の變化であり、他面より見れば中小工業金融方法の變化である。

まづこの關係においては、早くより實施せられた纖維工業の設備制限を注意する必要がある。即ち昭和十三年二月よりは、羊毛、人絹又はステープルファイバーを原料とする絲及び織物の製造設備につき新設及び増設が全面的に禁止せられたのである。従來は蓄積を直ちに織機増設に投資した中小工業者は全くこの方向における投資口を塞がれ、従つて之を不動産の如き自己の營業以外に向けざる限り、嘗て問屋の金融を仰いでゐた原絲購入その他に必要な運轉資金に向けるほかない。而して當分のうちは原絲の出廻り不圓滑で、多種類の中から特に自己の必要とす混紡絲を得難かつた。この間は蓄積を原絲手當に用ひたのである。原料毛絲の買漁り買溜めに努めたのが有力なる機業者の實情であつた。またかゝる買漁りの間に原絲買付が漸次現金で行はれるやうになつて來た。然し乍らかくてもなほ絲不足は甚しく純毛絲又は二―四割の混紡絲の如き優良絲を擁するものは、六―八割の混紡絲が入手出來ないため、かゝる手持絲をかゝへて長期に互つて使用するの餘儀なきに至り、十三年半ば頃には一時金融が窮屈となつたものも現はれ、既に事變前より有力機業者は直接銀行より融通を受けるに至つてゐたから、このときも名古屋、住友、第一、三井等の諸銀行より絲擔保（事實上は倉庫證券擔保）の貸出が相當額に上つた。かゝる優良絲は混紡絲の出廻りとともにいづれは使用可能となる見込であるから、銀行は市況の良好に鑑み、大體懸念なく貸出に應じたやうである（銀行貸田殘高統計は都合により省略）。

絲配給統制規則は昭和十四年二月實施され、差當り毛織物關係においても、着尺セル、婦人兒服地等に混織されるマスタープルファイバー及び人絹絲の使用が制限され、これらの絲が配給票により配給されることとなつた。毛絲については梳毛絲は十四年四月、紡毛絲は同五月より同様な配給統制が實施され、之により月々配給票によ

1) 配給の基は半最初消費實績であつたが、14年11月から設備を基準とすることに改められた。

け、織溜資金は豊富になる。事變以來、種々の事情から製織整理に要する期間は益々延長し、少くも五ヶ月は要することゝなつた。この間の運轉資金、即ち織溜資金を有力なる機業者は銀行に、小機業者は問屋または親機に仰いでゐたのであるが、資力が増大すればこの金融の必要なく、蓄積が漸次中小機業者にも及び至つて、問屋よりの獨立傾向は強まる。獨立傾向は事變以前より既に見られたことであり、逆にまた有力機業者に對しては地方問屋を排除して東西の集散地問屋の方から働きかけたこともあつたが、十四年後半頃よりこの勢は特に顯著となつたやうである。而して經營上の獨立は同時に金融上の獨立を意味する。

機業者の獨立傾向は賃機、即ち零細機業者の親機よりの獨立と、やゝ有力なる機業者(多くは賃機を有する親機)の地方問屋よりの獨立とに分たれるが、いづれも毛織物の生産及び配給機構の變化を意味する點に於ては變りがない。この傾向は根本的には機業者の資本蓄積に由來するけれども、更に之を助長する一二の事情が働いたことを見逃すことを得ぬ。第一に商品減に對する買漁りの傾向である。商品不足に對して需要が旺盛なる場合に賣手が強くなるのは當然であり、産地問屋が機業者に與へた永年の恩顧も効果を減じ、東西問屋へ直接取引を開始するもの増し、問屋の方からも種々の條件を以て之を誘ふことがあつた。逆に切賣商、既成服業者、地方小賣商人も加はつて買漁りが行はれた。第二に毛絲配給が設備を基準として工業者に與へられたため、子機(賃機)も資金さへあれば親機の力によらずして原絲を入手し得る。工賃の騰貴から資金は蓄積されてゐたから、この事は容易であり、取締方針も配給絲が他に流れぬやう特に親機乃至問屋經由を喜ばなかつた(のち親機子機連記の配給票を認めることゝなつた)。然しかゝる子機の獨立は反面に製品の質の低下を招いたことも否み難く。

かくの如き機業者の獨立傾向に對しては、問屋も勿論手を拵いて傍觀してゐたわけでない。原絲配給が設備に對してのみ與へられるから、有力なる織物問屋(買繰商)或は毛絲商は資力を以て遊休機又は工場を買收し、或は

設備を賃借して工業者化することが見られた。たゞ既に公定価格が有利なるため、機業者が設備を手離すことを欲せず、資本的進出は必ずしも容易ではない。

生産及び配給機構の混乱は更に進行する。毛織物公定価格は一部は昭和十三年八月に、またより廣汎には十四年十二月に定められた。公定価格は三段階に定められ、生産者販賣價格、卸賣販賣價格及び小賣販賣價格に夫々五%、一〇%及び三〇%の利潤が認められた。従つて生産者が直接小賣商に賣れば一五%、更に小賣商まで兼營すれば四五%の利潤を獲得し得るわけである。かくて生産者が自己の資力を以て別個の名義の小賣商を兼營する傾向が十四年末より現はれて來た。この傾向は十五年中に最も盛であり、毛織物配給統制の整備した十六年に漸次減するまで續いた。

金融の側面においてはなほ現金取引の浸潤を認めねばならぬ。毛絲の現金取引についてはさきに一言したが、毛織物についても旺盛な買漁りから取引條件が影響されたことは言ふ迄もなく、十四年後半より殊に現金取引が一般化し、商業手形の割引は漸減し、従つて又舊盆、舊正月の決済のための資金移動も減じた。十四年後半より十五年半ば頃まで預金の増加せる一方、貸出残高が漸減してゐるのは毛絲の配給統制と現金取引の旺盛とを示すものである(統計省略)。

問屋の工業者化に關聯して附加すべきは、日本羊毛工業會又は日本紡績聯合會系の大企業、殊に原料生産者の中小機業支配の進行したことである。これら原料生産者の毛織機業進出は、原料絲の自家消費の方が公定價格制及びリンク制による羊毛輸入權獲得の關係から有利であるのみならず、紡績會社の蓄積が狹められた投資口をここに求めたことにより、更に各種纖維の統制強化から織物が混織さるゝこと多くなり綿絲紡績會社から纖維工業コンツェルン形成の意圖を以て、行はれたと考へられる。一二の例をあげれば、この地方に日本毛織株式會社、昭

和毛絲紡績株式會社(最近日本毛織に合併さる)、滿蒙毛織株式會社が織物のための分工場又は子會社を有するほか、鐘淵紡績株式會社、大日本紡績株式會社、東洋紡績株式會社の如きも毛絲紡績又は賃織工場を支配してゐるやうである。かゝる紡績會社の機業兼營は一方では利潤の増大を目指してゐること疑ひもないが、他方自家製毛絲を用ひ優秀なる技術を以て指導するとき、品質改善を行ふ可能性大なるが故に、この意味からは單に機構の混亂といひ得ず、政府が昭和十六年より認めることとなつた所謂縱貫プロツクと方向を一にするものである。

四 統制機構の整備と金融問題

梳毛絲及び紡毛絲の配給統制は昭和十四年十二月より日本毛絲元賣卸商業組合の共同販賣の形に於て行はれ、従つて毛絲が全く現金取引となつたことは既に述べた。しかも機業者は相當の蓄積を得て居り、他方現金取引は既にそれ以前から浸潤しつゝあつたが故に、さして苦痛を感じしめなかつた。

製品たる毛織物の取引については事變以來ほとんど間斷なく旺盛なる需要に恵まれ、價格は著しく騰貴したものの、配給機構は甚だ混亂を來した。かゝる變化のうちには或る意味では合理的な動きと見るべきものありとはいへ、價格統制及び生産統制を擾亂し、戦時經濟の要請する低物價政策と計畫的生産を阻害することも少なくない。こゝに毛織物配給統制が考慮される理由がある。勿論、他方に問屋その他の運動があつたかも知れないが、原料及び商品の不足と偏在とに對應する計畫的生産配給の必要がこの統制を實現せしめたのである。¹⁾

毛織物配給統制²⁾は昭和十五年五月一日より實施せられ、毛織物の生産者から以後を三段階に分ち、生産者の團體たる大日本毛織物工業組合聯合會(毛工聯)は元賣商若くは問屋の團體たる日本毛織物元賣卸商業組合(或は日本毛布卸商業組合、日本肩掛卸商業組合)に對して民需向毛織物(或は毛布、肩掛)を共同販賣し、同商業組合は之を共同購

1) 商工省、商工通報、第1號、34頁。
2) 毛織物配給統制の解説参照。

入すると共に種類別の下部團體に順次共同販賣することとした。かくて自治的統制により配給系統を明確にし、たゞ當分のうち元賣卸商業組合の共同購入につき、完全なる共同購入でなく、所屬組合員の代行を認むることとし、之により急激な變化を避けんとした。意味するところは從來漸次に稀薄化しつゝありとはいへ、なほ存してゐた集散地問屋又は買繼商の機業者に對する支配關係を直ちに消去することなく、組合員たる問屋が個々の機業者と取引したる場合、元賣利潤の二〇%を取扱手数料として取得せしめ、これによつて圓滑なる集荷をはかるのである。たゞ全國に千五百散在してゐた組合員を幾つかのブロックに統合せしめ(結局五十ブロックに統合)、ブロック毎に從來の取引実績を基準とする割當取扱量を定めたから、かゝる各組合員の代行取引を各ブロックの割當範圍内に制限すると共に、元賣利潤の八〇%は組合のプール計算に移すこととした。この點に於て當分の中は配給統制は機業者を支配する問屋機構を過度に保護するといふ批判が加へられたのであるが、一ヶ年後の十六年五月よりは組合員代行を廢し完全なる共同販賣、共同購入に改められた。

然しこゝに有力なる機業者にして、既述の如く産地買繼商或は集散地問屋より獨立し、自ら切賣商、既成服業者、地方小賣商人に對して販賣するに至つたものを、元賣卸商業組合員として認めるや否やの問題が残つた。之については相當の紛糾があつたが、結局所謂親機ブロックを認め、元賣利潤の一部を割くことにより、かゝる機業者の商業的活動を認めないこととした。

以上の如き配給統制は如何なる結果を齎したか。明らかに配給経路を確定したが故に、資本蓄積を根本原因とする機構の混亂は救はれ、子機の獨立傾向も絶え、また機業者の小賣兼營も減少して行つた。けれども組合員代行の名の下に實質上は從來の問屋と機業者との直接關係を暫らくの間認めたところに問題が残つた。既述の如く現金取引が一般化しつゝありとはいふものゝ、かゝる直接取引においては尙屢々手形等による延決済行はれ、機

業者は毛絲購入は現金を以てするに反し、製品決済は數十日後となる。機業者の資金回轉は、整理期間の延長と相俟つて、漸く不圓滑を感じるやうになつて來た。而して毛織物における指定生産が十五年七月より實施されたが、之についても同様な問題があつた。

指定生産制の實施は次の如き事情による。即ち旺盛なる需要の反面、他纖維との強制混用が行はれ、しかも技術、資力十分ならざる子機の獨立は製品の質を漸次低下せしむるに至つた。十四年末頃より品質向上の叫びが高くなつた。また公定價格の計算が柄物に有利なりしたため、サーチの如き無地物の必要が充されず、雑多なる柄物のみ生産されるといふ事情を招いた。こゝに於て商工省は官廳用その他必要とするものを毛工聯を通じて生産命令を以て製織せしめることとしたのである。指定生産は時とともにその範圍大となり、今日に於ては全生産の約八〇%にも及ぶやうである。この部分は最初毛織物元賣卸商業組合を経由せず、その官廳支拂が二ヶ月位おくれのため、機業者の金融を不圓滑ならしめることとなつた。また品質低下はクレームを續出せしめるから、代金回収が一層思はしくなかつた。

昭和十五年後半より毛織物關係の貸出残高が増加したのは上記の如き毛絲共販に對し、毛織物代金の回収遅延及び一部更生絲織物の賣行不振などに因るものであり、他方十六年初め頃より企業合同が進捗するに伴ひ、拂込資金及び合同體の運轉資金需要も之に加はつたからである。之に對して銀行は配給統制の整備が危険を減少するに至つたものとして、十五年末の一般的金融逼迫の際を除いて、比較的容易に貸出に應じたやうである(統計省略)。

指定生産部面が増大するに伴ひ元賣卸商業組合はその取扱を希望し、やがて全國問屋の五十プロックへの統合と共に認められることとなつた。而して機業者の代金回収を促進するため、十六年五月より組合員の個人代行を認めず、組合の完全なる共同販賣になると共に、この點に對する改善が見られた。この金融方法は最近

塵々見らるゝ如く、金融機關の對象が組合に移る傾向を示すものとして注意すべきであらう。即ち機業者は製品を元賣卸商業組合の指定倉庫に搬入したるときは、愛知縣毛織物工業組合聯合會（愛毛聯。即ち毛工聯の代行機關）宛の爲替手形を振出し、愛毛聯に於て保證をうけ（愛毛聯は入庫通知により保證を與へる）たる後、之を銀行に持参して割引くことにより、製品納入後一二日にして代金を得ることが出来るのである。元賣卸商業組合より愛毛聯へは約一週間最近は約三日にして入金するが、その間愛毛聯の支拂資金は之を東海銀行並に住友銀行より三百萬圓を限度とする共同融資に仰いでゐる。たゞ事實上は最近平均残高三十萬圓位である。他の銀行もこの手形の取立依頼に關して新規取引先を獲得せんと競争中であることはまた、統制機構の整備による金融事情の好轉を物語るものであらう。

企業合同については商工省及び地方廳の積極的な促進によつて漸く進捗、これが金融の側において貸出増の原因となりつゝあることは前述の如くである。企業合同體の中核には概ね有力なる機業者が存するが故に、成立せる合同體が資金借入能力を増大することは見易いところである。けれども今や毛織物工業も一時に比して稍不振に陥り、又縦貫プロツクの形成とともに大資本、殊に綿絲紡績會社の進出傾向が問題を殘してゐる。たゞ兎も角も、機業者が資本の蓄積と統制機構の整備から信用を増大することゝ、組合金融が銀行融資の重要な分野を形づくりつゝあることは凡そ明らかであらう。